

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成助成金【概要】(2018年12月1日)

1. 目的

瀬戸内・松山地域（松山市・広島市・呉市・廿日市市）の周遊又は同地域への誘客につながる宿泊旅行商品の造成を促進するため、予算の範囲内において、旅行者に対して助成金の交付を行う。

2. 対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けた旅行者とする。

3. 対象商品

以下の条件を満たす、2019年4月1日以降出発の募集型企画旅行とする。

(1) 瀬戸内・松山地域での宿泊と交通サービスを伴う商品であること。

※但し、必ず松山市内での宿泊を伴うこと。

(2) パンフレット・ウェブサイト等の情報発信手法・規模の集客宣伝効果が高いと認められること。

(3) 瀬戸内・松山地域の各市への送客人数、延べ宿泊数の実績報告が可能であること。

(4) 次に該当しないもの

ア 企画された商品が、瀬戸内・松山地域及び近隣市町への観光目的でないもの

（宗教、政治、興行、学校行事、視察、大会等への参加を目的とするもの、並びに公序良俗に反する内容と判断されるもの）

イ パンフレット・ウェブサイト等に瀬戸内・松山地域を紹介する文言、写真等が記載・掲載されていないもの

ウ その他、会長が不適当と認めるもの

4. 助成の制限

1造成箇所（1つの旅行者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、上期（4～9月）、下期（10月～3月）ごとに1旅行商品を原則とする。

5. 助成上限額等

分類	基準額	基準となる延べ宿泊者の数	基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える場合	航路およびJR路線利用加算額※	半期ごとの助成金上限額（加算含む）
松山市の宿泊を伴うもの	50,000円	20人泊～30人泊	基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える人泊数×500円 ※上限200人泊…100,000円	50,000円	<u>200,000円</u> <u>（年間400,000円）</u>
松山市と広島地域（広島市・呉市・廿日市市）の宿泊を伴うもの	100,000円	20人泊～30人泊	上に同じ ※上限300人泊…150,000円	50,000円	<u>300,000円</u> <u>（年間600,000円）</u>

※広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路およびJR西日本・JR四国の鉄道路線を含む旅行商品に加算する額